

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約選択議定書の速やかな批准に向けた環境整備を求める意見書

1979年（昭和54年）国連（国際連合）は、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（以下「条約」という）を採択しており、現在、日本を含む189か国が条約締約国となっている。

1999年（平成11年）には、第54回国連総会において、この条約の実効性を高めるために個人通報制度と調査制度を認めた同条約の選択議定書が採択され、2000年（平成12年）に発効している。現在、条約締約国189か国のうち115か国が批准しているが日本はまだこれを批准していない。

選択議定書の個人通報制度とは、条約で保障された女性の権利を侵害され、国内の救済手続を尽くした後、個人または集団が女性差別撤廃委員会に直接通報し、この通報を委員会が審議して見解を出すもので、この見解は法的な拘束力を持つものではないが国際的にも国内的にもその影響は小さくない。そのため、選択議定書の批准により、国際的な人権基準に基づいて、女性の人権侵害の救済と人権保障の強化ができる。

これに対して政府は、「個人通報制度の受入れに当たっては、我が国の司法制度や立法政策との関連での問題の有無や、同制度を受け入れる場合の実施体制等の検討課題があると認識している」としつつも、第5次男女共同参画基本計画において「選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」としている。

3年あまりに及ぶコロナ禍で配偶者等からの暴力の増加と深刻化、また、女性の雇用と所得への影響が浮き彫りになる中、世界経済フォーラムが発表した「ジェンダーギャップ指数2023」でも日本は146か国中125位と低い状況であり、男女平等社会の実現に向けたさらなる取組が急務となっている。選択議定書の批准は、こうした現状を変える大きな一歩になる。

よって、国においては、我が国の司法制度や立法政策との関連課題が早急に解決されるよう環境整備を進め、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の実効性を高めるための選択議定書の早期批准を実現することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月15日

【提出先】

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣官房長官

総務大臣

法務大臣

外務大臣

内閣府特命担当大臣（男女共同参画）